

令和 8 年度 神奈川県高校生等奨学給付金 (詳細版：全日・定時・通信制)

神奈川県教育委員会教育局
行政部財務課高校奨学金グループ
(令和 8 年 8 月)

1 奨学給付金とは

○全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、高校生等がいる中・低所得世帯を対象に支援を行う制度です。

○授業料以外（※）の教育費を支援する給付金です。

○返還不要です。

※授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費、修学旅行費、通信費等になります。

2 給付対象者

○次の（１）～（３）をすべて満たしている必要があります。

（１）令和８年７月１日時点で、保護者が神奈川県内に在住していること。

（２）令和８年７月１日時点で、次のいずれかの世帯であること。

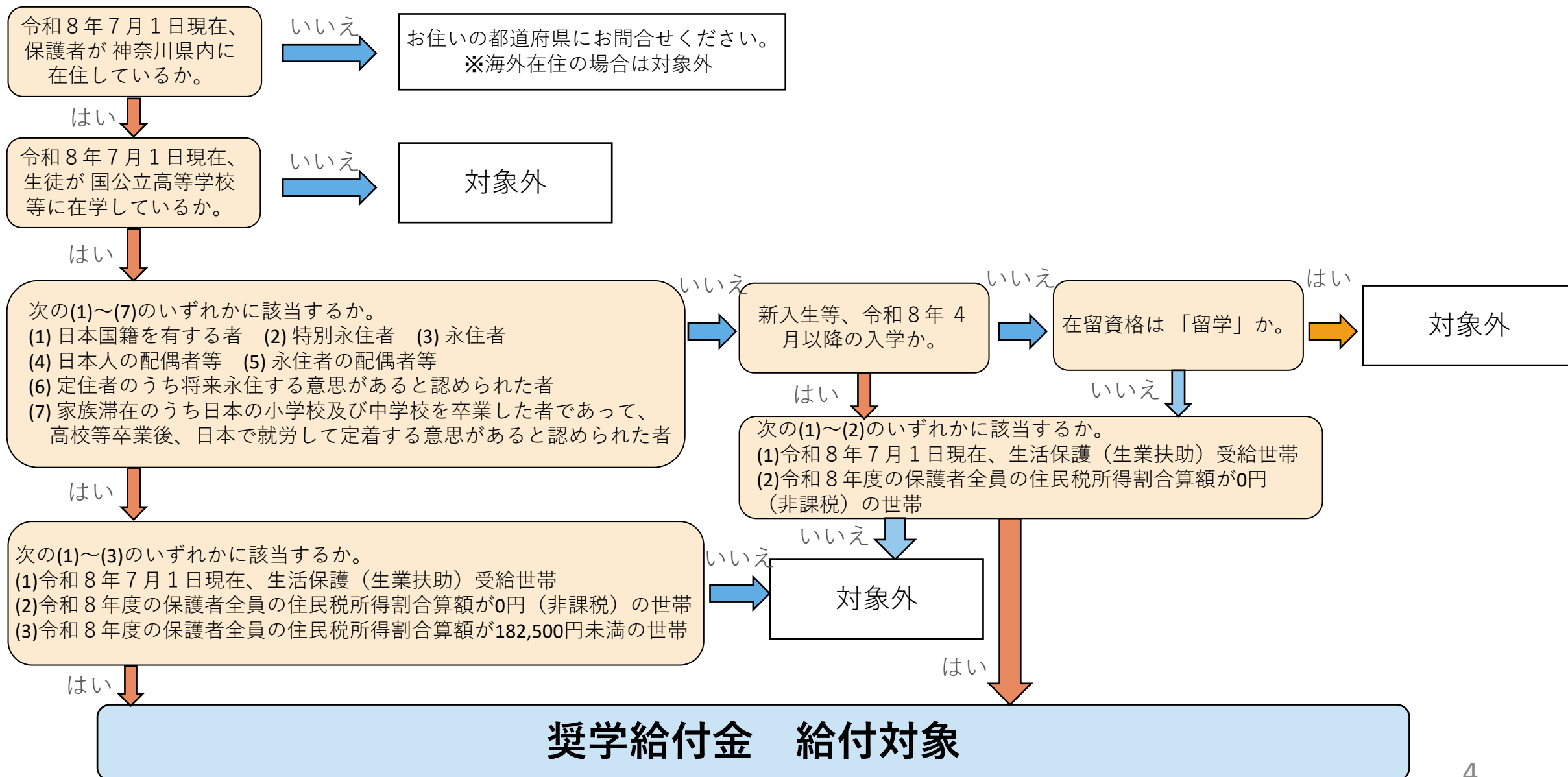
- ・生活保護世帯（生業扶助受給世帯）
- ・住民税非課税世帯（保護者等の住民税所得割が０円）
- ・世帯年収約270～380万円程度の世帯（保護者等の住民税所得割100～105,500円未満）
- ・世帯年収約380～490万円程度の世帯（住民税所得割105,500～182,500円未満）

（３）令和８年７月１日時点で、高校生等が高等学校等に在学していること。

- ・高校生等とは、就学支援金、高校生等・新修学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する生徒です。
- ・高等学校等とは、高等学校（別科を除く）、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（第１～第３学年）、専修学校及び各種学校のうち、高等学校の課程に類する課程を置くもの（特別支援学校の高等部を除く。）

（※他に国籍・在留資格等の要件があります。）

2-1 奨学給付金支給対象の確認



3 給付額

世帯区分	要件	全日制 定時制	通信制
①生活保護世帯	7月1日時点で生業扶助を受給している	32,300円	
②住民税非課税世帯	保護者等全員の住民税所得割額の合計が0円（①を除く）	143,700円	50,500円
③年収270～380万円相当の世帯	保護者等全員の住民税所得割額の合計が105,500円未満（①②を除く）	47,900円	16,830円
④年収380～490万円相当の世帯	保護者等全員の住民税所得割額の合計が182,500円未満（①～③を除く）	35,930円	12,630円

- 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。
- 高校生等が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。

4 申請期限・申請方法

< 申請期間 >

令和8年8月25日（火）～令和8年12月15日（火）

< 提出先 >

令和8年7月1日に在学する（していた）学校の事務室

- ・ 7月2日以降に退学・転学している場合でも、7月1日時点の在籍校に申請してください。
- ・ 書類審査がありますので、お早めにご提出ください。

※ 神奈川県立高校に在学する（していた）高校生等の方は、原則電子申請システム (e-kanagawa)で申請してください。

- ・ 電子申請が不可能な場合や著しく困難な場合は、申請書（紙）での申請も受け付けますので、学校担当者までお申し付けください。
- ・ 電子申請の方法は県財務課Webサイト（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/>）にあります。



5 支給方法・支給時期

<支給方法>

- 授業料以外の教育費に未済がある場合は、奨学給付金の給付額を未済額に充当します。

- ・授業料以外の教育費に未済がないことについて、学校長の確認が必要となります。

- 申請書に記載の口座に振込みを行います。

<支給時期>

- 申請を行った月の2～3か月後の末頃を予定

- ・申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。

6 申請に必要な書類

各申請区分に応じた書類を提出してください。

申請区分	申請書	生活保護 受給証明書	課税証明書等	国籍等 確認書類	通帳等の写し	委任状
生活保護世帯	●	●	-	●	●	▲ (※)
課税・非課税世帯	●	-	●	●	●	▲ (※)
提出書類に関する詳しい説明	表面：P9 裏面：P10	P11	P12	P13	P14	P15

※ 委任状は、神奈川県立学校以外の国公立高校に通う高校生等であり、授業料以外の教育費に未済がある場合にのみ提出が必要です。

- 県立高校への申請は原則電子申請システム（e-kanagawa）で行います。
申請書以外の添付書類はすべて画像データを電子申請システム上に添付して申請してください。

6 - 1 - 1

申請書（表面）（全員提出）

第1号様式 高校生等奨学給付金受給申請書 年 月 日

殿
次のとおり、高校生等奨学給付金の受給を申請します。

【1】申請者について

保護者1	フリガナ	高校生等との関係	☐ 親権者（父） ☐ 親権者（母） ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人 ☐ その他（ ）
氏名			
住所	〒 神奈川県	日中連絡が取れる電話番号	

保護者2	フリガナ	高校生等との関係	☐ 親権者（父） ☐ 親権者（母） ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人 ☐ その他（ ）
氏名			

【2】申請区分

☐ ①生活保護受給世帯（生業扶助の高等学校等就学費を7月1日時点で受給している） ☐ ②住民税非課税世帯 ☐ ③令和8年度県民税・市民税所得割額合計100円～105,499円の世帯 ☐ ④令和8年度県民税・市民税所得割額合計105,500円～182,499円の世帯 ☐ 家計急変	生活保護受給世帯であるにもかかわらず、②の世帯区分で申請した場合、奨学給付金を返還していただきます。
--	--

【3】高校生等の状況

フリガナ	生年月日	☐ 平成 ☐ 令和	年 月 日
氏名			
在学する学校	学校の名称 立	課程 ☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 夜間 ☐ 通信制	年 月 日
在学期間	自 年 月 日 ～ 至 年 月 日		
過去の高等学校等における在学期間	学校名 在学期間 課程 在学中に給付金を受給した回数 ☐ なし ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回 ☐ 4回 ☐ 不明		

【4】国籍・在留資格

☐ ①日本国籍 ☐ ②特別永住者 ☐ ③永住者 ☐ ④日本人の配偶者等 ☐ ⑤永住者の配偶者等 ☐ ⑥定住者のうち将来永住する意思がある ☐ ⑦家族滞在のうち、日本国の小学校、中学校を卒業した者であって、高校等卒業後に日本で就労して定着する意思がある ☐ ⑧上記以外（令和8年度新入生で在留資格「留学」除く）	④～⑧の方のみ記入 在留期間満了日 年 月 日
---	----------------------------

⑧、⑦において意思がない場合は、⑧になります。
⑧に該当する場合で、令和8年度新入生で在留資格が「留学」の場合は、本給付金は対象外となります。

【5】振込先口座

振込先口座	振込先口座 振込先口座 振込先口座	振込先口座 振込先口座 振込先口座
-------	-------------------------	-------------------------

【6】使用欄

保護者1所得割額	保護者2所得割額	所得割合算額（★）
支給決定額	学校充当額	申請者入金額
★0円⇒143,700円	★0円⇒50,500円	生活保護
0<★<105,500円⇒47,900円	0<★<105,500円⇒16,830円	32,300円
105,500円≤★<182,500円⇒35,930円	105,500円≤★<182,500円⇒12,630円	

【1】申請者について

- ・高校生等の保護者等の名前、住所、高校生等との関係を記入してください。

【2】申請区分

- ・申請する世帯の区分にチェック（☒）を付けてください。

【3】高校生等の状況

- ・申請対象の高校生等の氏名、生年月日、在籍校等について記入してください。

【4】国籍・在留資格

- ・高校生等の該当する国籍・在留資格にチェック（☒）を付けてください。
- ・④～⑧に当てはまる場合は、右側の「在留期間満了日」についても記入してください。

【5】振込先口座

- ・奨学給付金の振込みを希望する口座情報を記入してください。

6-1-2

申請書（裏面）（全員提出）

【6】申請書とともに提出する書類

○生業扶助を受けていることがわかる書類もしくは課税状況がわかる書類について

- ・該当する所得状況にチェック（☒）を付けてください。
- ・備考を参照の上、提出する提出書類にチェック（☒）を付けてください。

○国籍・在留資格等が確認できる書類について

- ・該当する国籍/在留資格にチェック（☒）を付けてください。

【就学支援金との書類の併用について】

- ・高校生等就学支援金の書類を用いてよい場合は☒を付けてください。

【7】誓約・委任

- ・内容に異議がなければ、申請者氏名（保護者等の氏名）を記入し、誓約・委任を行ってください。

【6】申請書とともに提出する書類。
○生業扶助を受けていることがわかる書類もしくは課税状況がわかる書類について

所得状況	提出書類	備考
☐ 生活保護世帯	生活保護受給証明書	福祉事務所が7月1日以前に発行した生活保護受給証明書
☐ 生活保護世帯以外	次の者の（非）課税証明書等	
	☐ ①親権者（両親）2名	生徒が未成年（18歳未満）で、親権者が2人存在する場合 ※単身赴任の場合も2名必要
	☐ ②親権者1名	離婚、死別等により親権者が1名の場合 親権者は2名いるが、DVや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、一方の親権者分を提出できない場合 等
	☐ ③未成年後見人	親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 ※複数人選任されている場合は全員分
	☐ ④主たる生計維持者2名	生徒が在学中に成人した場合で、成人直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
	☐ ⑤主たる生計維持者1名	生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
	☐ ⑥生徒本人	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

次の理由により、上表の書類を提出しません。

☐ 所得補給の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割・市町村民税所得割が課税されるだけの収入を得ていないため

○国籍・在留資格等が確認できる書類について

国籍/在留資格	提出書類	備考
☐ 日本国籍	住民票の写し（原本）	
☐ 特別永住者	・特別永住者証明書の写し ・住民票の写し（原本）	・特別永住者証明書をコピーしたもの ・住民票の写しは国籍・在留資格等の記載があるもの
☐ 永住者	・在留カードの写し ・住民票の写し（原本）	・在留カードはコピーしたもの ・住民票の写しは国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの
☐ 日本人の配偶者		※永住者については、住民票の写しに在留期間の記載は不要です。
☐ 永住者の配偶者		※近住者は、将来永住する意思がある者が対象です。
☐ 定住者		
☐ 留学（新入生除く）		
☐ 家族滞在	・在留カードの写し ・住民票の写し（原本） 及び、以下のいずれか一つ 日本の小学校及び中学校の ・卒業証書の写し ・卒業証明書の原本	・在留カードはコピーしたもの ・住民票の写しは国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの ※小学校、中学校とは、特別支援学校（小・中）又は義務教育学校の 前後期及び中等教育学校の前期課程も含みます。 ※高校等卒業後、日本で就労して在留する意思がある者が対象です。

次の事項に同意する場合は、☐にチェックを付けてください。

☐ 高校生等就学支援金等の申請で提出した課税証明書や在留カードの写し等を使用して高校生等奨学金給付金の支給審査を行うことに同意します。

【7】誓約・委任

次のことを確認し、誓約（委任）します。 申請者氏名 _____

- ・申請書の記載内容は事実と相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、神奈川県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還します。
- ・神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学金給付金の申請は行っておりません。
- ・この申請の対象となる高校生等は、7月1日時点、児童福祉法による児童入所施設措置費等（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支給対象ではありません。※緊急要請申請は事象発生日の属する翌月の初日
- ・（非課税世帯のみ）7月1日時点で生活保護（生業扶助（高等学校等就学費））を受けていません。
- ・（申請者が主たる生計維持者の場合のみ）私と高校生等本人は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあります。
- ・授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学金給付金をその未済に充てることについて学校長に委任します。

（注）神奈川県立学校以外の学校では、上記の下欄部を次のように変更して使用。

【学校使用欄】	次のことについて確認しました。
学校受付印 学校の名称 学校の電話番号	☐ 年7月1日現在、本校の ☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制 課程に在学します。 ☐ 就学支援金 ☐ 学び直し支援金 の受給資格を有する（補助要件を満たす）者です。 ☐ 納付金等について、（☐未済なし / ☐未済あり（ 円） 学校長の氏名 印

6－2 生活保護受給証明書（該当者のみ提出）

○令和8年7月1日時点で生業扶助（高等学校等就学費）を受けている
ことがわかる次のいずれかの証明書

① 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（第2号様式）

※ 学校または県のホームページから様式を入手し、福祉事務所で証明を受けてください。

② 福祉事務所が発行する、生業扶助（高等学校等就学費）の受給が確認できる生活保護受給証明書

6－3 課税証明書等（該当者のみ提出）

○令和 8 年度道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が確認できる次のいずれかの書類（保護者全員分の提出が必要）

①令和 8 年度 市町村民税・県民税（非）課税証明書

※市区町村の窓口等で発行してください。

②令和 8 年度 市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書

※会社員、公務員等の場合、6 月頃に勤務先から配付されています。

③令和 8 年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書

※自営業者等の場合、6 月頃に市町村から送付されています。

6-4 国籍等確認書類（全員提出）

高校生等の国籍・在留資格等が確認できる書類を提出してください。※保護者の国籍・在留資格等ではありません。

国籍・在留資格	提出書類	備考
日本国籍	住民票の写し（原本。コピー不可。）	・令和8年1月1日以降に発行された住民票の写しを提出
特別永住者	・特別永住者証明書の写し ・住民票の写し（原本） ※国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの	・令和8年1月1日以降に発行された住民票の写しを提出
永住者 日本人の配偶者 永住者の配偶者 定住者 留学（新入生を除く）	・在留カードの写し ・住民票の写し（原本） ※国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの	・令和8年1月1日以降に発行された住民票の写しを提出 ・定住者は将来永住する意思があると認められた者が対象
家族滞在	・在留カードの写し ・住民票の写し（原本） ※国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの 上記及び ・日本の小学校・中学校の卒業証書の写し ・日本の小学校・中学校の卒業証明書 のいずれか	・令和8年1月1日以降に発行された住民票の写しを提出 ・小学校、中学校とは、特別支援学校（小・中）又は義務教育学校の前後期及び中等教育学校の前期課程も含む ・高校等卒業後、日本で就労して在留する意思がある者が対象

6－5 通帳の写し等（全員提出）

○通帳の写し等の口座名義のわかる書類

○生徒本人又は保護者の口座を指定してください。

※生徒又は保護者以外の口座を指定する場合は、委任状を提出してください。

※確実に入金のできる口座を指定してください。

6－6 委任状（神奈川県立学校以外の国公立高校の高校生等のみ提出）

（保護者等一学校長）	
年 月 日	
学校長 殿	
委 任 状	
私が支給を受ける高校生等奨学給付金を授業料以外に学校へ納付する下記納付金・積立金の未済に充てることについて了承し、その事務手続きを学校長に委任します。	
申請者住所	〒
ふりがな	
申請者氏名	
ふりがな	
申請対象の高校生等氏名	
納付金・積立金の未済額（授業料以外）	円
※ 授業料以外に学校へ納付する納付金・積立金に未済がある場合に、保護者の方から学校長へ提出する委任状です。未済がなければ、提出の必要はありません。	

○委任状は、

- ・ 神奈川県立学校以外の国公立高校に通う高校生等が、
- ・ 授業料以外の教育費に未済がある場合に学校宛てに提出が必要です。

○神奈川県立学校に通う高校生等は提出不要です。

○申請者（保護者等）住所、申請者（保護者等）氏名、申請対象の高校生等の氏名、授業料以外の教育費の未済額を記入してください。

7 その他

○ 被災により制服を喪失・毀損した場合で再度制服の購入が必要な場合の追加給付について

奨学給付金受給世帯で、学校で着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、支給額が加算される場合があります。

詳細については、在学する学校または神奈川県教育委員会財務課までお問い合わせください。

8 お問い合わせ先

○詳しいお知らせ や 申請書類は、県ホームページ又は学校事務室にて用意しています。

○県ホームページ：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/>

○問合せ先：**横須賀南高等学校事務室**

電話 0 4 6 - 8 3 4 - 5 6 7 1 (音声案内 6)

または

神奈川県教育委員会財務課高校奨学金グループ

電話 0 4 5 - 2 1 0 - 8 2 5 1 (直通)

